

千葉県発第 5-16-13 号
平成 28 年 5 月 17 日

地域・職域薬剤師会
代表者 各位

一般社団法人千葉県薬剤師会
会長 石野良和
(公印省略)

施設基準に関する関東信越厚生局に対する要望書

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本日付で関東信越厚生局千葉事務所へ要望書を提出しました(別紙)。

(写)

関東信越厚生局
千葉事務所長 様

一般社団法人千葉県薬剤師会
会長 石野良和

「かかりつけ薬剤師」等に関する施設基準について(要望書)

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、平成 28 年度調剤報酬改定では「かかりつけ薬剤師」等に関する施設基準が新設されました。しかし、本基準では要件が明確にされていないので、医療現場では混乱をきたしております。

つきましては、下記の事項についてご配慮をお願いします。

記

・ 対象となる地域活動について

「かかりつけ薬剤師」に関する施設基準のうち、研修認定制度の取得については平成 29 年 3 月 31 日までに要件を満たすこととされている。しかし、地域活動については同様の措置が取られていない。地域活動を証明するには過去の実績が必要になるが、このような制度になることが予測できなかったことから、各薬局では書類等を保管していない。よって、自己申告を基本とした柔軟な対応を求める。

・ 受理通知について

貴事務所では 4 月 14 日までに書類の提出を求めていたにも関わらず、一部の施設基準しか返答されていない。また、千葉県国民健康保険団体連合会では施設基準の届出について、直接薬局に問い合わせる事例も認められている。このような状況下、薬局では混乱と不安が生じている。「かかりつけ薬剤師」を含めた施設基準について、速やかに当該薬局へ受理・不受理の連絡を求める。

以上